

参考)「かみのしょむら結隊」活動労務単価等の規定 (内規)

かみのしょむら結隊

		R3年度まで	改定、増案	
多面的機能支払交付金		時給	時給	分類
共同活動	農地維持、資源向上	1,000		一般作業
		1,300		重作業(伐採、等)
	本部直轄作業隊	～	1,400	
向上活動	施設の長寿命化	1,300	1,400	自主事業

	借用機器、等	作業	借料等/時		備考
1	役務全般	諸団体、一般作業	1,000		基準額
2	刈 払 機	草 刈 り	500		燃料、除
3	刈 払 機	女竹伐り等、重作業	1,000		燃料、除
4	チェーンソー	伐採作業	1,000		燃料、除
5	安全管理者手当	伐採及び重作業管理	～	1,000	
6	軽トラック	機材運搬等	500		燃料費、込
7	2tダンプ	土砂運搬等	1,000		燃料費、込
8	フロントローダー	排土作業等	1,000		燃料費、込
9	タイヤショベル	排土作業等	1,000		燃料費、込
10	溶接、ガス切断	溶接、切断	1,000		消耗費、込
11	特殊作業	ゴンドラ作業	1,000		クレーン伐採等
12	技能手当	重機運転等	300	500	作業の難易度による
13	トラクタ耕耘	10a	3,000		燃料費、込
14	飲 料 (茶)	作業参加者	別枠で購入、配布(直轄作業隊のみ)		

作業  
加  
算

#)直轄事業は燃料準備

#)会議出席者への費用弁償は、時間を問わず一回一人2,000円とする

#)本表は作業難易度と対価の絶対性を表すものではない

#)本内規に該当しない作業や費用の弁償は、必要に応じて役員会でその額を定める

#)本内規は役員会で決定後、2022年度より施行する

20220623 改案決定